

# 通貨選択型などの投資信託販売方法の変更

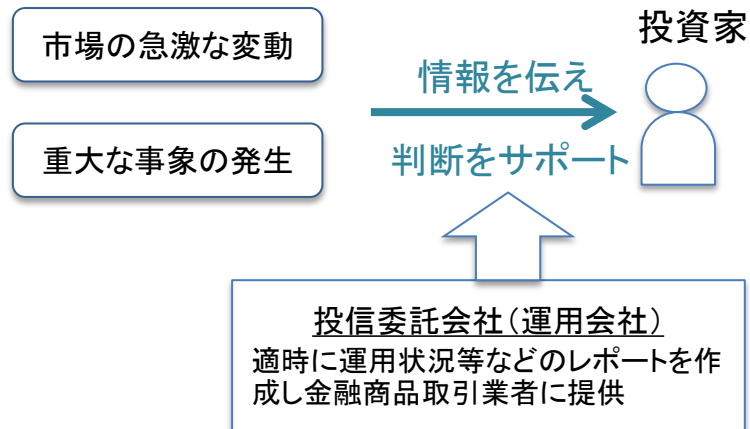
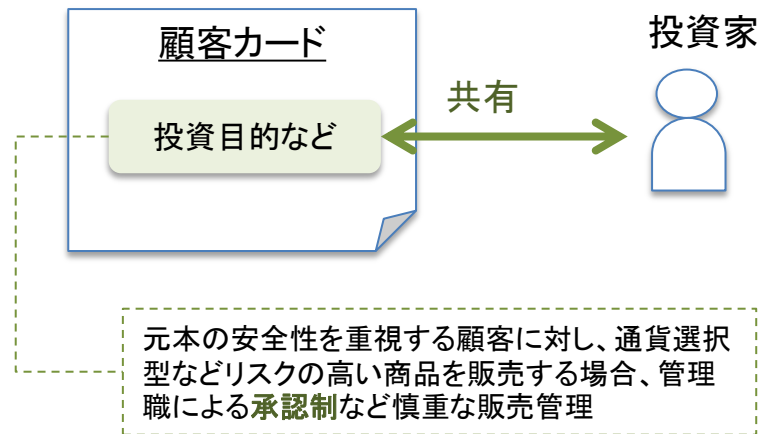
金融庁は通貨選択型の投信販売を念頭に、証券会社などでの販売管理について以下の様な強化を求める方針を決定しています。（“金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針”の改定）  
同改定案の公表は12月5日で、2012年1月10日までパブリックコメントが受け付けられますが、施行は多分新年度からでしょうか。

## 規制目的

顧客に合った販売か  
(顧客属性等の的確な把握)

情報をちゃんと伝えているか  
(適切な商品・サービス説明等の実施)

## 変更点



# 通貨選択型などの投資信託販売方法の変更

## 規制目的

ADR制度があることを  
伝えているか  
(公表・周知・顧客への対応)

## 変更点

金融商品取引業者

事前に説明  
→  
トラブル時にも説明

投資家

金融ADR制度

ちゃんと説明しているか  
(投資信託の説明に関する  
留意事項)

分配金の説明

元本の払戻しがある場合、  
分かり易く説明しているか

分配内容を伝える  
→

投資家

リスクの説明

通貨選択型が初めての顧  
客から商品内容等を理解し  
た旨の確認

←

確認書